

一般社団法人 日本受精着床学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本受精着床学会 と称し、英文では The Japan Society of Fertilization and Implantation Inc. と表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、受精及び着床に関する学術活動を推進して、生殖医療・生殖科学の発展に寄与し、人類の幸福に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 各種の学術的調査及び研究
- (3) 関連学術団体との連絡、提携、協賛及び後援
- (4) 会誌の発行
- (5) その他この法人の目的を達成するための一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は下記の5種とし、執行会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とし、執行会員の資格の取得、喪失を当法人への入社、当法人からの退社とする。

- (1) 執行会員 受精及び着床に関する領域で顕著な実績を有する個人のうち、当法人の事業に直接に携わる意欲と能力を有するもの
- (2) 評議員 5年以上継続して当法人の会員である個人のうち、受精及び着床に関する領域において、特に豊富な経験、高い見識を有するもの
- (3) 一般会員 当法人の目的に賛同し、当法人の会員となることを希望する個人
- (4) 名誉会員 当法人の発展に著しく寄与した者

- (5) 賛助会員 当法人の事業への協力を希望する団体で、理事会が入会を認めたもの

(執行会員の資格)

第6条 当法人の会員（名誉会員及び賛助会員を除く）で執行会員になろうとする者は理事長に申し込むものとし、その申込み手続きの詳細は執行会員総会の決議により定める。

- 2 前項の申込みをした者のうち執行会員総会の同意を得たものを、当法人の執行会員とする。
- 3 各執行会員は、執行会員となった年の翌々年の定時執行会員総会の終結時において執行会員としての資格を失うものとし、なお継続して執行会員であろうとする場合には、当該定時執行会員総会において、改めて前各項の手続きを踏むものとする。
- 4 他の執行会員の在任中に増員として執行会員になった者については、当該在任中の執行会員の資格の喪失時にあわせてその資格を失うものとして、前項の規定を適用する。

(評議会員の資格)

第7条 当法人の一般会員で評議会員になろうとする者は、理事会において別に定める選考内規に従い、理事長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込みをした者のうち執行会員総会の同意を得たものを、当法人の評議会員とする。

(名誉会員の資格)

第8条 当法人の名誉会員は、理事会が推薦し、執行会員総会において同意を得た者とする。

(一般会員、賛助会員の資格)

第9条 当法人の一般会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、理事長に申し込み、その承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第10条 会員（名誉会員を除く）は、理事会において別に定める入会金、年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、または賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年超、年会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第12条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、執行会員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

2 当法人が、会員を除名しようとする場合には、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

第3章 各種会議

(執行会員総会)

第14条 執行会員総会をもって、当法人の一般法人法上の社員総会とする。

2 執行会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

(執行会員総会の招集)

第15条 執行会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

(執行会員総会の決議の方法)

第16条 執行会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席（委任状による出席も含む。）をした執行会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(執行会員総会の議決権)

第17条 各執行会員は、各1個の議決権を有する。

(執行会員総会の議長)

第18条 執行会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わる。副理事長が複数ある場合には、あらかじめ定められた順序に基づく。

(執行会員総会の議事録)

第19条 執行会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会日から10年間主たる事務所にこれを備え置く。

(評議会)

第20条 評議会は、評議員によって構成する。

- 2 評議会は、理事会の諮問に応じ、当法人の運営に関する重要事項について審議する。
- 3 評議会の開催、運営については理事会で定める。

(総会)

第21条 総会は、当法人の会員によって構成する。

- 2 総会は、年1回、執行会員総会の近接日に開催するものとし、理事長が招集する。
- 3 理事長は、総会において、当法人の事業及び財務の概況について報告をし、会員は当該報告その他当法人の運営に関する事項について意見を述べることができる。
- 4 総会の手続きの詳細は、理事会において別途定める。

第4章 役員

(機関の設置)

第22条 当法人には、理事、理事会及び監事を置く。

- 2 理事の内から、理事会の決議により、理事長1名及び副理事長若干名を選定し、これらを代表理事とする。
- 3 理事の内から、必要に応じて、専務理事、常務理事を置くことができる。この選定は、理事会の決議による。

(役員員の員数等)

第23条 当法人の役員員の員数は、理事は10名以上30名以内、監事は3名以内とする。

- 2 当法人の各理事(清算人を含む。以下、本項において同じ)について、当該理事及び当該理事と特殊の関係にある者として次に掲げる者に該当する理事の合計数の、当法人の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。

- ① 当該理事の配偶者
- ② 当該理事の3親等以内の親族
- ③ 当該理事と内縁関係にある者
- ④ 当該理事の使用人
- ⑤ 前各号に掲げる者以外の者で、当該理事から受ける金銭等によって生計を維持してい

るもの

- ⑥ 前3号に掲げる者と生計を一にする、これらの者の配偶者又は3親等以内の親族

(役員を選任及び解任)

第24条 理事及び監事は、執行会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、執行会員の内から選任するものとする。
- 3 理事及び監事は、執行会員総会の決議によって解任することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時執行会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 増員又は補欠として選任された理事又は監事の任期は、他の在任者又は前任者の任期の満了する時までとする。

(理事会の権限、理事会への報告)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
 - (4) 幹事の選任及び解任
- 2 代表理事及び当法人の業務を執行する理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故がある時は、副理事長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたと

きは、その限りでない。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(責任一部免除)

第31条 当法人は、理事及び監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、その賠償責任を免除することができる。

第5章 幹事

(幹事)

第32条 当法人の業務の執行のために必要があるときは、幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、理事長が推薦し、理事会において選任する。

3 幹事は理事長の指揮下において、当法人の業務執行に参画する。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の分配、残余財産の処分)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 当法人が解散をするときは、その残余財産は、執行会員総会の決議に従い、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的をもつ公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させる。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年5月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所)

設立時社員 大須賀 穰

(住所)

設立時社員 堤 治

(住所)

設立時社員 三谷 匡

(住所)

設立時社員 柴原 浩章

(法令の準拠)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(一般社団法人設立時の附則)

第38条 当法人の設立後当面の間、当法人の会員資格の認定にあたっては、当法人の前身である日本受精着床学会（任意団体）を当法人とみなして、当法人への関与実績を判定する。

令和5年4月3日施行